

埼玉西部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会
条例

制定 平成15年 2月10日 条例第2号

改正 平成16年 2月 3日 条例第2号

埼玉西部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会
条例

（設置）

第1条 埼玉西部環境保全組合情報公開条例（以下「公開条例」という。）第20条及び埼玉西部環境保全組合個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第19条の規定に基づく諮問に応じて、不服申立てについて調査及び審議をするため、埼玉西部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審査会は、委員3人で組織する。

2 委員は、情報公開及び個人情報保護制度に関し、識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行なうものとする。

（会長）

第4条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員の回避）

第6条 委員は、自らに調査又は審議の公正を妨げるべき事情があると判断するときは、会長の許可を得て、回避することができる。

- 2 会長は、自らに調査又は審議の公正を妨げるべき事情があると判断するときは、第4条第3項の規定による会長の職務を代理する委員の許可を得て、回避することができる。

（調査権限）

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、公開条例第20条又は保護条例第19条の規定により審査会に諮問した実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、公開条例第11条又は保護条例第16条各項の決定に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開条例第11条又は保護条例第16条各項の決定に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第8条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。

（意見書等の提出）

第9条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第8条第1項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第11条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

（調査及び審議の手続の非公開）

第12条 審査会の行う調査及び審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第13条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（守秘義務）

第14条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（庶務）

第15条 審査会の庶務は、情報公開制度を担当する係及び事務局長の指定した者が処理する。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、
管理者が別に定める。

附 則

この条例は、埼玉西部環境保全組合情報公開条例の施行の日から施行する。

附 則（平成16年条例第2号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。